

議員発議案第3号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格決定の要求)</p> <p>第100条 議員の被選挙権の有無について、その決定を議会に要求しようとする議員（以下「要求議員」という。）は、要求の理由及び証拠書類を備えた資格決定要求書（以下「要求書」という。）<u>）正副2通を作り、署名押印し、これを議長に提出しなければならない。</u></p> <p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その<u>副本</u>を第100条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第105条 議会において被選挙権の有無を決定したときは、議長は、決定書の謄本を作り、要求議員及び被要求議員に送付しなければならない。</p>	<p>(資格決定の要求)</p> <p>第100条 議員の被選挙権の有無<u>又は法第92条の2の規定に該当するかどうか</u>について、その決定を議会に要求しようとする議員（以下「要求議員」という。）は、要求の理由及び証拠書類を備えた資格決定要求書（以下「要求書」という。）を議長に提出しなければならない。</p> <p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その<u>写し</u>を第100条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第105条 議会において被選挙権の有無<u>又は法第92条の2の規定に該当するかどうか</u>を決定したときは、議長は、決定書の謄本を作り、要求議員及び被要求議員に送付しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。